

「（仮称）世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例」
の検討状況について

1 主旨

令和2年11月11日福祉保健常任委員会で報告した「（仮称）世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例」の骨子案についての区民意見募集、及び認可外保育施設の幼児教育・保育無償化（以下、「無償化」という）対象者へのアンケートの実施結果について報告するとともに、このたび条例素案をとりまとめたので報告する。

2 区民意見募集の結果

- (1) 意見募集期間 令和2年11月15日（日）から12月14日（月）まで
- (2) 意見提出人数 3人（提出方法：ホームページ3人）
- (3) 意見及び区の考え方 別紙1のとおり
- (4) 結果の公表 ①公表時期 令和3年2月15日（月）
②公表方法 区のお知らせ、ホームページ等により公表する。

3 認可外保育施設の無償化対象者へのアンケート実施結果

- (1) 対象者 認可外保育施設（認証保育所を除く）の無償化対象者（727人）
- (2) 回答人数 473人（回答率65.1%）
- (3) 集計結果 別紙2のとおり

4 条例（素案）

別紙3「（仮称）世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（素案）」のとおり

※基準の詳細（規則委任予定）については、別紙4のとおり

5 世田谷区内の基準を満たす認可外保育施設数の推移

	令和元年 10月1日	令和2年 4月1日	令和3年 2月1日	増減 (R1.10→R3.2)
認可外保育施設届出数	146施設	137施設	130施設	▲16施設
うち基準を満たす施設数 (割合)	62施設 (42.5%)	73施設 (53.3%)	89施設 (68.5%)	27施設 (+26.0% <small>ポイント</small>)

※認証保育所、ベビーシッター及び休止中施設は除く。

6 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年5月 福祉保健常任委員会（条例案報告）
- 6月 第2回区議会定例会（条例案の提案）
- 7月 区民・事業者周知
- 令和4年4月 条例施行

「(仮称) 世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例 (骨子案)」
 に対する区民意見募集 意見と区の考え方

NO	意見	区の考え方
1	<p>現在経過措置により無償化の対象となっている施設が区内にどれだけあるかが重要な判断材料だと思いますが、少なくとも意見募集の資料では触れられていません。</p> <p>仮にそのような施設がないのであれば、本件条例を早期に施行しても影響はないと思いますが、一定数の施設が 2022 年 4 月に対象から外れるのであれば、保護者への影響は甚大であり、経過措置状態の解消を促しながら、国の経過措置と同じ時期 (2024 年 9 月) まで待つべきでしょう。</p> <p>世田谷区では保育園の不足が深刻であり、認可園に入れないことはごく当たり前で、認可外園の選択肢も十分にはありません (入所が著しく困難か、保育料が著しく高いかでしょう)。そのような状況で、保護者は無償化の対象であるかに関係なく空いている施設に入所させざるを得ず、単に家計の負担が増し、本来かけられるはずの食費などを切り詰めるほかありません。全体で見て子どもの福祉にかなうか、疑問に思います。</p>	<p>世田谷区では、子どもの安全や保育の質の確保の観点から、施設が最低でも国が定めた基準を満たすことが必要であると考え、経過措置期間ではありますが、周知期間を設けた上での条例制定を目指しています。</p> <p>世田谷区内の認可外保育施設については、130施設のうち約32%にあたる41施設が基準を満たしていませんが (令和3年2月現在)、世田谷区は条例施行までの間、法に基づく立入調査や、園の運営に関する支援のための訪問を実施し、施設の状況を改善していく予定です。</p> <p>なお、世田谷区では令和2年4月時点で待機児童を解消し、地域によっては既存施設に空きが生じている状況です。一方で、入園を希望しながら入園できていない世帯も依然多いことから、保育ニーズが高く新規の保育施設が必要な地域での整備を引き続き進めてまいります。</p>
2	<p>条件付きですが、反対です。</p> <p>全ての年齢において、認可保育園および、認可外の「国の定める基準を満たす施設」の定員だけで待機児童が発生せず、定員に余裕がある状態にすることが先決だと考えます。</p> <p>世田谷区において、現状は認可保育園だけでは定員を満たせておらず、認可外に頼っている中で、認可外を無償化の対象外とするのは早急です。保育の質は当然重要ですが、保育の供給が満たせていない中での実施は混乱を生みます。</p>	

※ このほか、条例骨子案に関係しない意見 1 件

認可外保育施設の無償化対象者へのアンケート集計結果とその分析

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

認可外保育施設（認証保育所除く、以下同じ）を利用するに無償化の対象者に対して、施設の利用理由等について調査し、条例制定の検討素材とすることを目的として調査した。

(2) 調査対象

施設等利用費の請求手続き（令和2年第2回）を行った認可外保育施設利用者（727名）

(3) 実施時期

令和2年11月16日（月）～令和3年1月12日（火）

(4) 調査方法

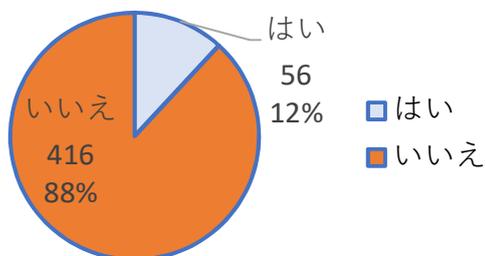
対象者にアンケート用紙を郵送し、施設等利用費の請求書に同封しての返送を依頼した。

(5) 回答状況

対象者727名中473名から回答を得た（回答率65.1%）

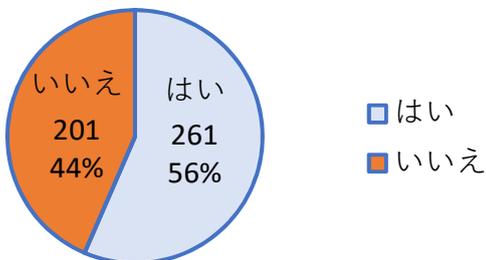
2. 調査の結果

(1) 条例制定の予定を知っていましたか（回答数472件）



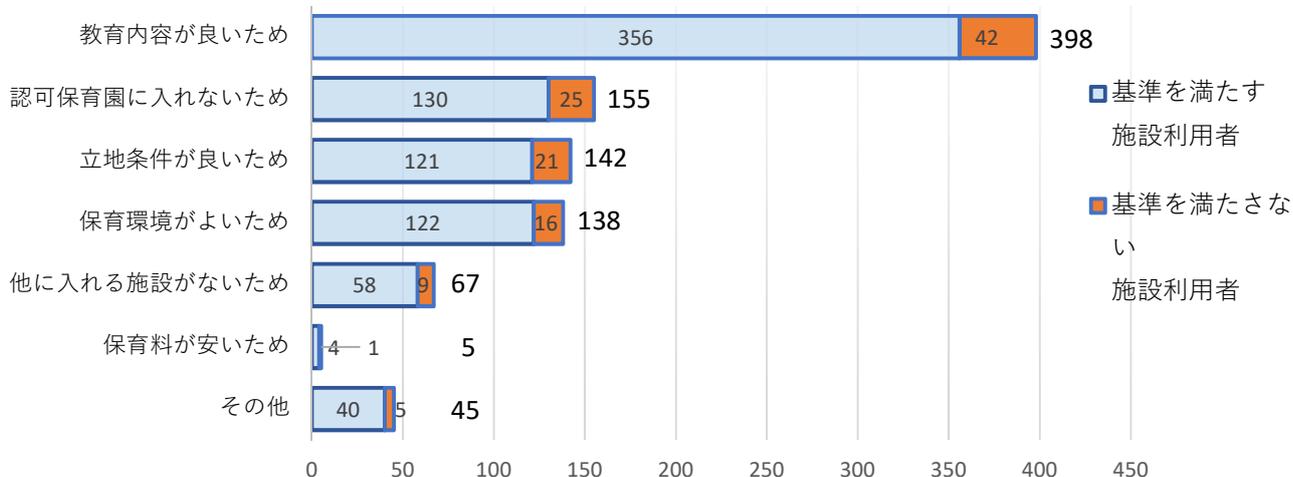
▷回答者で見ると、今回のアンケートにより条例制定の予定を知った利用者が圧倒的に多い。

(2) 利用施設が基準を満たしているかどうかを知っていますか（回答数462件）



▷回答者で見ると、半数強の利用者が、利用する施設が基準を満たしているかどうかを知っている。

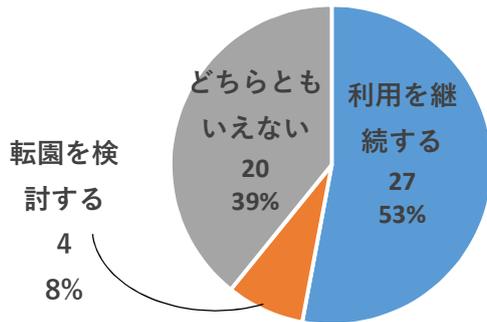
(3) 施設を選んだ理由を選択してください（複数回答可）



▷回答者で見ると、教育内容を理由に施設を選んだ利用者が最も多い。
 ▷教育内容に次いで、認可保育園に入らなかったために利用する利用者が多い。
 ▷その他の理由として、夜間保育や夕食、送迎等のサービスがあることが挙げられた。

(4) 現在利用する施設が無償化の対象から外れた場合、利用を継続しますか（回答数51件）

※基準を満たさない施設の利用者のみ集計



▷回答者でみると、基準を満たさない施設の利用者のうち半数強の利用者が「無償化の対象から外れても施設を利用する」と考えている。

(5) その他、条例制定に関する自由意見

【自由意見 集計結果】

意見種別	件数	
	全体	うち基準を満たさない施設利用者
基準を満たさない施設を対象から外すことに反対	26	7
無償化の申請手続きを簡素化、電子化すべき	8	2
認可外保育施設の教育内容等を評価すべき	8	4
全ての保護者（児童）を公平に無償化にすべき	7	3
無償化制度、保育料補助制度を拡充すべき	6	2
まずは待機児童（認可に入れない状況）を解消すべき	5	1
対象外となる保護者の経済的負担を考慮すべき	4	0
対象外となる園児の転園の負担を考慮すべき	4	1
認可保育所の保育の質や教育等を改善すべき	3	0
基準を満たさない施設を対象から外すことに賛成	1	1
条例制定についてもっと説明すべき	1	0
その他（条例と直接関係のない意見など）	23	1
合計	96	22

※複数回答あり

3. アンケート結果の分析及び今後の対応

区は、子どもの安全や保育の質の確保の観点から、施設が最低限国の基準を満たすことが必要であると考えているが、基準を満たしていない施設は、主に2方向避難経路の確保や保育士の配置について基準を満たしておらず、特に幼児教育を目的とする施設には、専門的な人材配置を優先し、有資格者不足となる施設が見受けられる。

一方で、保護者は、教育やサービス内容に重点を置く傾向があり、無償化の対象から外れた場合に転園を検討すると回答した利用者は少数にとどまるなど、保護者に条例の主旨が浸透していない状況がある。

保育所は子どもがその健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であればならないため、条例制定の主旨および、区の考える子どもの安全や保育の質について、改めて保護者に理解していただけるよう、条例制定までの間、丁寧な説明・周知を行っていくとともに、基準を満たさない施設に対しては、引き続き法に基づく立入調査等を継続し、施設の状況を改善していく。

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による施設等利用費（以下「施設等利用費」という。）の支給の対象とする認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する基準を定めることにより、認可外保育施設において、子どもの安全・安心が保障されるとともに、子どもを中心とした保育が実践され、もって世田谷区の保育の質の向上を図ることを目的とする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（小学校就学前子どもの数が6人以上である施設の基準）

第3条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるものは、規則で定める基準を満たさなければならない。

（小学校就学前子どもの数が5人以下である施設の基準）

第4条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下であり、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とするものは、規則で定める基準を満たさなければならない。

（居宅訪問型保育事業の基準）

第5条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業に係る業務を目的とし、かつ、複数の保育に従事する者を雇用しているものは、規則で定める基準を満たさなければならない。

第6条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業に係る業務を目的とするもの（前条に規定するものを除く。）は、規則で定める基準を満たさなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準（概要）

【内閣府令で定める基準と同一（具体的事項は規則委任の予定）】

	認可外保育施設 (子どもの数が6人以上)	認可外保育施設 (子どもの数が5人以下)	居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)
保育従事者の数及び資格	<p>○配置基準 (乳幼児)：(保育従事者)</p> <p>0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳児以上児 30：1</p> <p>※保育従事者は2人以上配置</p> <p>○資格 3分の1以上が保育士又は看護師資格を持つ者</p>	<p>○配置基準 (乳幼児)：(保育従事者)</p> <p>全年齢 3：1</p> <p>○資格 1人以上が保育士もしくは看護師資格持つもの、又は一定の研修を受講した者</p>	<p>○配置基準 (乳幼児)：(保育従事者)</p> <p>・全年齢 1：1</p> <p>○資格 全員が保育士もしくは看護師資格を持つもの、又は一定の研修を受講した者</p>
保育室の構造等	<p>○保育室の基準 1.65㎡以上/人</p> <p>○調理室の基準</p> <p>○便所の基準</p>	<p>○保育室の基準 適切な広さ</p> <p>○調理室の基準</p> <p>○便所の基準</p>	(基準なし)
非常災害に対する措置	<p>○消火用具、非常口の設置</p> <p>○具体的な避難計画</p> <p>○定期的な訓練の実施</p>	<p>○消火用具、非常口の設置</p> <p>○具体的な避難計画</p> <p>○定期的な訓練の実施</p>	○防災上の必要な措置
その他	<p>○保育内容</p> <p>○給食</p> <p>○健康管理・安全確保</p>	<p>○保育の内容</p> <p>○給食</p> <p>○健康管理・安全確保</p>	<p>○保育の内容</p> <p>○健康管理・安全確保</p>